

岡崎市地域貢献型空き家改修事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 岡崎市地域貢献型空き家改修事業費補助金（以下「補助金」という。）は、予算の範囲内において、空き家の改修を行う者に交付するものとし、その交付に関しては、岡崎市市費補助金等に関する規則（昭和34年岡崎市規則第3号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 補助金は、空き家の有効活用を行うことにより、地域交流の活性化、地域コミュニティの再生、地域街づくりの推進を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 引渡しがなされる直前において、居住がなされていない建築物をいう。
- (2) 地域貢献活動 地域交流の活性化、地域コミュニティの再生、地域街づくりの推進を図るための事業（宗教活動、政治活動、選挙運動その他の公益を害し、又は公序良俗に反するおそれのある事業を除く。）をいう。
- (3) 地域貢献活動者 空き家を拠点として、地域貢献活動を行う者をいう。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 地域貢献活動者であること。
- (2) 次のいずれかに該当する者であること。
 - ア 空き家の所有者。ただし、当該空き家の所有者が複数人いる場合は、補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）を行うことについて、他の所有者全員の同意を得なければならない。
 - イ 空き家の所有者（所有者が複数人いる場合は、所有者全員）の同意を得て、補助事業を行う者
- (3) 岡崎市税を滞納していない者であること。
- (4) 岡崎市暴力団排除条例（平成23年条例第31号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）又は同条第1号に

規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

- (5) 本補助金の交付を受けようとする日の属する年度に補助金を受けていない者であること。

(補助の対象空き家)

第5条 補助金の交付の対象となる空き家（以下「補助対象空き家」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 補助対象者が譲受したもの又は借用しているものであること。ただし、次のいずれかに該当する者から譲受したもの及び借用しているものを除く。
- ア 当該補助対象者の配偶者
 - イ 当該補助対象者の直系尊属若しくは卑属
 - ウ 当該補助対象者の兄弟姉妹
 - エ 当該補助対象者と生計を同一にしている者
- (2) 補助対象者が地域貢献活動の拠点としているもの又は拠点とすることを予定しているものであること。
- (3) 過去に当該空き家に対して本補助金を受けていない者

(補助の対象事業)

第6条 補助事業は、補助対象空き家及びその付帯設備の全部又は一部を従前の機能水準以上に改善する工事（以下「改修工事」という。）とする。

- 2 補助事業は、第10条第1項の規定による決定を受けた日の属する年度の3月31日までに完了しなければならない。

(補助対象経費及び補助金の額)

第7条 補助の対象となる経費は、補助対象者が支払った補助事業に要した費用（消費税及び地方消費税を含む。）とする。ただし、新築、改築、増築、移築、備品購入、加入金、設計等に係る経費を除く。

- 2 補助金の額は、前項に規定する経費の額に2分の1を乗じて得た額とし、50万円を限度とする。この場合において、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の事前相談書)

第8条 補助金の交付を申請しようとする補助対象者は、地域貢献型空き家改修事業費補助金事前相談書（様式第1号）に関係書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- 2 前項に規定する事前相談書は、次条に規定する補助金交付申請する日より前までに提出しなければならない。

(補助金の交付申請)

第9条 補助金の交付の申請をしようとする補助対象者は、地域貢献型空き家改修事業費補助金交付申請書(様式第2号)に関係書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、補助事業に着手しようとする日の5開庁日前の日又は補助対象者が補助対象空き家を譲受した日若しくは借用することを開始した日から2年を経過する日のいずれか早い日(土日祝日の場合は、直前の開庁日)までに行わなければならない。

(補助金の交付決定)

第10条 市長は、前条第1項の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、当該補助対象空き家の現地調査を行った上で、適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、地域貢献型空き家改修事業費補助金交付決定通知書(様式第3号)により、当該申請をした補助対象者に通知するものとする。

- 2 市長は、補助金の交付について、必要があると認めるときは、条件を付すことができる。
- 3 補助対象者は、第1項の規定による決定を受ける前に当該補助事業の着手及び当該補助事業に要する材料の購入をしてはならない。

(補助事業の着手の届出)

第11条 前条に規定する補助金交付決定通知書により通知を受けた申請者(以下「交付決定者」という。)は、工事に着手した際は、着手日から起算して10日を経過する日までに様式第4号による着手届に別に定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(補助金の変更交付申請)

第12条 交付決定者は、第9条第1項の規定により申請した内容に変更が生じたときは、地域貢献型空き家改修事業費補助金変更交付申請書(様式第5号)に同条の規定に基づき提出した書類のうち、変更のあった書類を添付して、速やかに市長に提出しなければならない。

(補助金の変更交付決定)

第 13 条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の変更交付を決定し、地域貢献型空き家改修事業費補助金変更交付決定通知書（様式第 6 号）により、当該申請をした交付決定者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の変更交付について、必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

(補助事業の廃止又は中止)

第 14 条 交付決定者は、当該補助事業を廃止し、又は中止したときは、地域貢献型空き家改修事業費補助金補助事業廃止届（様式第 7 号）により、速やかに市長にその旨を届け出なければならない。

(完了実績報告)

第 15 条 交付決定者は、当該補助事業が完了したときは、当該補助事業が完了した日から 30 日を経過する日又は第 10 条第 1 項の規定による交付決定を受けた日の属する年度の翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日（土日祝日の場合は直前の開庁日）までに、地域貢献型空き家改修事業費補助金補助事業完了実績報告書（様式第 8 号）に関係書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付額の確定)

第 16 条 市長は、前条の規定による報告があった場合において、その内容を審査し、適当であると認めるときは、交付する補助金の額を確定し、地域貢献型空き家改修事業費補助金交付額確定通知書（様式第 9 号）により、当該報告をした交付決定者に通知するものとする。

2 前項の審査を行う場合において、必要があると認めるときは、当該補助事業完了後の空き家及びその敷地を検査することができる。

(補助金の請求及び交付)

第 17 条 前条に規定する確定を受けた交付決定者（以下「額確定者」という。）は、当該確定を受けた日から 30 日を経過する日又は当該確定を受けた日の属する年度の翌年度の 4 月 30 日のいずれか早い日（土日祝日の場合は直前の開庁日）までに地域貢献型空き家改修事業費補助金請求書（様式第 10 号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求に基づき、額確定者に対し、補助金を交付す

るものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第 18 条 市長は、交付決定者又は額確定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部について期限を定めて返還するよう命ずることができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段により、当該決定又は確定を受けたとき。
- (2) 当該決定若しくはこれに付した条件、法令又はこの要綱に違反したとき。
- (3) 第 4 条各号に掲げる要件のいずれかを満たさなくなったとき。
- (4) 第 15 条に規定する期日までに当該報告を行わなかったとき。
- (5) 補助事業が完了した日から 30 日を経過する日又は当該事業に着手した日の属する年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに当該空き家を拠点として、地域貢献活動を行わないとき。
- (6) 補助金の交付を受けた日から起算して 5 年以内に当該空き家を地域貢献活動の拠点としなくなったとき。
- (7) 前 6 号に掲げるもののほか、市長が不適當であると認める事由が生じたとき。

2 市長は、第 14 条の規定による届出を受けたときは、当該決定を取り消すものとする。

3 市長は、前 2 項の規定により当該交付決定の全部又は一部を取り消すときは、地域貢献型空き家改修事業費補助金交付決定取消通知書（様式第 11 号）により交付決定者又は額確定者に通知しなければならない。

4 市は、第 1 項又は第 2 項の規定により取消し又は返還の命令を行った場合に生じた損害について、一切の賠償の責めを負わないものとする。

(検査等)

第 19 条 市長は、交付決定者に対し、補助事業に関し必要な指示をし、報告を求め、又は検査をすることができる。

(活動の報告)

第 20 条 補助金の交付を受けた額確定者は、毎年度の地域貢献活動の実績を翌年度の 4 月 30 日（土日祝日の場合は直前の開庁日）までに市長に報告しなければならない。

2 前項の報告は、補助金を交付した日から 5 年を経過する日の属する年度の実

績まで行うものとする。

(財産の処分の制限)

第 21 条 補助金の交付を受けた額確定者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を補助事業が完了した日から 2 年以内に補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(関係法令の遵守等)

第 22 条 交付決定者は、補助事業を実施するに当たり、関係法令等を遵守しなければならない。

2 前項の規定は、補助事業が完了した後においても適用する。

(書類の保管)

第 23 条 補助金の交付を受けた額確定者は、補助金の関係書類を整理し、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度の 4 月 1 日から起算して 5 年間保管しなければならない。

(その他)

第 24 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和 8 年 3 月 31 日限りでその効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき、既になされた交付申請に係る補助金の交付に関しては、同日後も、なおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(要綱の失効)

附 則

(施行期日)

3 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。